

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

争点整理にかかると意見書

青森地方裁判所 民事部 御中

2021年（令和3年）6月18日

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅石 紘 爾

弁護士 内藤 隆

弁護士 海渡 雄 一

弁護士 伊東 良 徳

外13名

1. 本件再処理事業指定処分取消訴訟の現状について

本訴は、1993年（平成5年）12月の提訴以来、約27年の歳月が流れ、口頭弁論期日は、本日をもって114回の多きを数えるに至った。その間新規規制基準の制定という安全基準の改訂に伴い、日本原燃株式会社は再処理事業変更許可申請を行い、その適合性審査に6年半の長期間を費やした結果、2020年7月29日変更許可処分が出された。

原告らは、上記変更許可処分の取消訴訟（御庁令和3年（行ウ）第1号、以下「新訴」という）を提起し、本訴と事実上併合して審理中である。

2. 訴訟の長期遅延は被告の責任

以上のように、本件六ヶ所再処理事業の指定（許可）処分の違法性、無効性に係る司法判断は、今後の審理の進行次第では、一審段階だけでも30年を要し他に類を見ない超長期裁判の様相を呈している。この状態は裁判迅速法の目標に真っ向から抵触するものであり、一日も早い（事故が起きる前の）住民の権利救済を図る必要に迫られていると言わなければならない。

ここで強調しておかなければならないのは、本訴遅延の理由は、挙げて規制当局である被告国のずさんな安全審査及び日本原燃の再処理の知見不足と技術的能力の欠如にあった点である。

また、変更許可申請後には、被告は適合性審査中であることを理由に、新規規制基準の解説に終始し、原告らが主張する再処理指定基準（原子炉等規制法44条の2 1項）違反に係る主張に対し、ほとんど実質的反論を拒否してきた。

また、被告は、審査書が了承された前記7月29日以降、2通の準備書面（53、54）を提出したのみである。被告のこの対応は、裁判の引き延ばしというより、司法の判断を回避し、あわよくば「なし崩し的な」本件施設の本格稼働（竣工）入りを企図していると疑わざるをえない。

3. 争点整理の必要性

このように訴訟経過の中であって、被告は、2021年（令和3年）6月18日の新訴第1回口頭弁論期日において、ようやく訴状に対する答弁を行った。

しかし、被告は、請求原因に対する実質的反論をすることなく、「本件訴訟の前提事項」と称して、旧訴で議論し尽くされたいまさら言わずもがなの核燃料サイクルの一般論、再処理の初歩的説明、法規制体系の解説に終始している。これは旧訴での議論の蒸し返しである。被告は、事業変更許可後において新訴が提起され、旧訴と併合状態にある再処理訴訟の審理状況を全く理解できていない。答弁書は屋上屋を重ねる空疎な訴訟行為であるところ、主張すること自体を否定するものではないが、肝心な争点—前述した審査中を理由に反論を留保してきた重要論点に全く言及しない姿勢は裁判軽視以外の何物でもない。

本件事業許可申請に対する審査が開始されてから審査書の取りまとめがなされるまでに6年半もの長期間が経過し、本件新訴訴状送達から本日の第1回口頭弁論期日まで3か月間の検討期間があったにもかかわらず、請求原因に対する認否答弁すら行うことなく、旧訴の存在を忘れたかの如き旧態依然とした主張しか行わない被告の本件訴訟に対する対応は、裁判迅速法に反するばかりか、そこからは、前述のように2022年上期の竣工まで判決言い渡しを引き延ばし、本格稼働に漕ぎつけようという露骨な意図が透けて見える。

このような状況が続けば、本件審理は更なる遅延を重ねることになる。

このような事態を解消することは、裁判迅速法の要請に応えるとともに、原告ら住民の早期権利擁護に資する所以であると考えます。

そこで、裁判所におかれましては、被告に対して、本訴及び新訴の原告主張に対する詳細かつ具体的な認否・反論を早急に行わせて、早期の争点整理をされたく強く要望する次第です。

4. 原告らの主張整理

- (1) 原告らの本訴（旧訴）及び新訴の主張は、別紙新・旧主張の対照表記載の通りである。
- (2) 多岐にわたる上記主張のうち、原告らが訴訟において、現時点で特に重要と判断している争点は下記のとおりであり、各争点ごとに証人調べもしくは原告本人尋問を予定している。

記

1. 活断層評価の誤り—大陸棚外縁断層と六ヶ所断層の活動性の見落とし
2. 基準地震動策定の誤り—本件施設は基準地震動 700Gal に耐えられない
3. 火山噴火対策の不備—十和田カルデラ噴火の危険性
4. 航空機墜落の危険性—航空機墜落確率評価の誤りと墜落対策の不備
5. 重大事故対策の不備
6. 平常時被ばくの危険性
7. 立地評価の欠落と実効性を欠く避難計画

5. まとめ

よって、原告らは、裁判所の可及的速やかな①争点整理案の作成、②今後の証人調べなど立証計画の策定を行ない、もって本件の早期の結審と適正な判決を要望するものであります。

新・旧主張の対照表

新訴請求原因	関連旧訴原告準備書面
<p>第1章 はじめに —核燃料サイクル 政策の破綻</p>	<p>(116) 電力会社が再処理路線生き残りを謀るワケ (120) 電力会社が再処理路線生き残りを謀るワケ(その 2) —経済性を審判しなかったのはなぜか? (129) エネルギー基本計画批判 (134) 破綻した核燃料サイクルに、明日はあるか? (142) 今なぜ日本原燃の救済なのか —抛出金制度と認可法人化の問題点について (143) 何が何でも進めたい官製再処理事業 —抛出金制度と認可法人化の問題点 2 (148) 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に 関する法律」の制定— その内容と問題点 (149) 「もんじゅ」廃炉と再処理に及ぼす影響</p>
<p>第2章 不公正、不合理な 審査</p>	<p>(94) 安全審査に問題あり —国の見直し作業で刷新すべき「専門家」の悪行 (97) 安全審査に問題あり —国の見直し作業で刷新すべき「専門家」の悪行Ⅱ (108) 班目発言で明確になった安全審査の不合理性・ 違法性 (111) 保安院秘密指示文書が明らかにした保安院、原子力安 全委員会の体質 (115) 日本原燃六ヶ所再処理事業の安全審査の欺瞞性 (122) 「再処理施設安全審査指針」策定過程の検証 (その 1) (141) 原子力規制委員会の審査の公正性に疑問 —使用済燃料の冷却期間の延長を示唆する田中知委員 の発言 (150) 日本原燃・再処理事業の適合性審査は本当に適正に行 われているか? (159) 再処理新規制基準に係る規制機関の不適合性と基準の 不合理性 (その 1) (163) 補正書審査の違法性 (173) 立地評価の不備 (2) —被告準備書面 (52) に対する反論 (174) 事業者への配慮による被告の判断の歪曲と信頼性の欠 如</p>
<p>第3章 活断層評価(想定) の誤り —大陸棚外縁断層と 六ヶ所断層の活動 性の見落とし</p>	<p>(89) 渡辺満久教授らの調査・研究が明らかにした、再処理工 場敷地直下の逆断層に起因する活撓曲構造と大陸棚外 縁断層との連続の可能性 (91) 再処理工場敷地周辺における陸域・海域の活断層を見 落としとした本件安全審査 (93) 科学的に裏付けられた再処理工場近傍の活断層の存在 (100) 渡辺満久教授による新たな 2 露頭の発見とその分析 に基づく再処理工場敷地直下の逆断層に起因する活 撓曲構造の存在</p>

	<p>(101) 宮内崇裕千葉大学教授による地球惑星科学学会連合大会における学会報告と「大陸棚外縁断層」の尻屋崎沖部分の活動性</p> <p>(103) 六ヶ所断層の存在とその活動性 —被告の準備書面（26）に対する反論</p> <p>(117) 下北半島沖の大陸棚外縁断層の活動性</p> <p>(118) 下北半島沖の大陸棚外縁断層の活動性（その2）</p> <p>(151) 下北半島沖の大陸棚外縁断層の活動性（その3）</p> <p>(157) 広い撓曲崖を形成する六ヶ所断層</p> <p>(177) 弁論更新にあたっての原告らの意見と主張</p> <p>(178) 基準地震動策定の誤り —六ヶ所再処理施設の基準地震動は大幅に過小評価されているが、同施設の耐震設計は日本原燃が想定した基準地震動 700Gal にも耐えられない</p>
<p>第4章 基準地震動策定の誤り —本件施設は基準地震動 700Gal に耐えられない</p>	<p>(47) 最大想定地震の速度の過小評価について</p> <p>(83) 重要機器における耐震計算不足について</p> <p>(147) 本件再処理工場の耐震脆弱性</p> <p>(152) 本件再処理工場の耐震脆弱性と「ミルシート適用」の誤り</p> <p>(165) 地震対策の不備 —主に、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則とその解釈」の第7条及び「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の不合理性、並びに地震対策の不備への批判—</p> <p>(178) 基準地震動策定の誤り —六ヶ所再処理施設の基準地震動は大幅に過小評価されているが、同施設の耐震設計は日本原燃が想定した基準地震動 700Gal にも耐えられない</p>
<p>第5章 火山噴火対策の不備—十和田カルデラの危険性</p>	<p>(137) 新規制基準批判 —火山噴火の危険性について</p> <p>(154) 火山事象のうち、火砕物密度流に対する安全性の欠如</p> <p>(155) 火山事象のうち、降下火砕物に対する安全性の欠如</p> <p>(162) 火山事象のうち、火砕物密度流に対する安全性の欠如 —その2</p> <p>(176) 火山事象のうち、火砕物密度流に対する安全性の欠如 —その3</p> <p>(177) 弁論更新にあたっての原告らの意見と主張</p>
<p>第6章 航空機墜落の危険性</p>	<p>(41) 航空機事故想定 of 過小評価について</p> <p>(52) 空中衝突による再処理工場の破壊</p> <p>(96) 航空機墜落確率論の陥穽</p> <p>(112) 原子力施設に対するテロ攻撃を看過した違法性</p> <p>(114) 本件再処理工場が破壊される航空機衝突条件について</p> <p>(119) 有名無実な米軍機に対する飛行規制の実態</p> <p>(136) 再処理事業指定基準規制批判 —外部人為事象に対する安全対策の不備</p> <p>(158) 航空機落下確率評価基準の誤りと本件へのあてはめ</p>

	<p>について</p> <p>(160) 航空機落下確率評価基準適用の誤り (その 2)</p> <p>(161) –新規制基準批判 (その 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部人為事象 (航空機落下) 新規制基準の不合理性 ・重大事故対策の不備 <p>(168) 航空機落下に関する適合性審査及び審査基準の誤り</p> <p>(170) 航空機落下確率に対する評価基準の不合理性</p> <p>(171) 故意による大型航空機衝突に係る対策の不合理性</p> <p>–被告準備書面 (51) に対する反論</p> <p>(172) サイバーテロに係る規制と対策の不合理性</p> <p>–被告準備書面 (52) に対する反論</p> <p>(177) 弁論更新にあたっての原告らの意見と主張</p>
第 7 章 石油備蓄基地火災・爆発の危険性	<p>(43) 国家石油備蓄基地における火災事故の危険性と「むつ小川原港」の問題点</p> <p>–平成 15 年十勝沖地震の教訓</p> <p>(132) むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響</p> <p>(133) むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響(2)–周辺森林からの引火による再処理工場の延焼・引火の危険性</p> <p>(139) むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響(3)–有機溶媒等への引火による重大事故と放射能汚染</p>
第 8 章 重大事故対策の不備	<p>(131) 六ヶ所再処理工場での重大事故</p> <p>–蒸発乾固の危険性–</p> <p>(138) 福島原発事故後の重大事故対策評価の基本的誤り</p> <p>(161) –新規制基準批判 (その 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部人為事象 (航空機落下) 新規制基準の不合理性 ・重大事故対策の不備 <p>(166) 六ヶ所再処理工場重大事故対策の問題点</p> <p>–使用済燃料貯蔵施設の重大事故対策について</p> <p>(180) 被告の指示による臨界事故対策対象機器削減の誤り</p>
第 9 章 平常時被ばくの危険性	<p>(7) 再処理工場から放出されるクリプトン 85 の危険性</p> <p>(8) ラ・アーク再処理工場周辺において小児がんが多発</p> <p>(11) ラ・アーク再処理工場周辺において小児がんが多発 II</p> <p>(26) 英国セラフィールド再処理工場の小児白血病リスクの増加–放射線の深刻な遺伝的影響を確認</p> <p>(59) 六ヶ所再処理工場から想定される環境汚染と被ばく予測(1)</p> <p>–特に“ヤマセの影響”の過小評価”と推定値の統計評価の欠落</p> <p>(65) 環境モニタリングシステムの欠陥</p> <p>(69) 放射線が人体に及ぼす影響</p> <p>(73) 液体放射性廃棄物による平常時被ばく (海洋放出の実態)</p> <p>(75) 申請書における 22μSv (液体放射性廃棄物 5μSv) の欺瞞性</p>

	<p>(76) 気象指針の不備及び本件施設に気象指針を適用したことの誤り（平常時被ばく実効線量の過小評価）</p> <p>(77) 六ヶ所再処理工場の平常運転時による被曝について －被曝評価の問題点（その1）－</p> <p>(80) 液体放射性廃棄物による平常時被ばく －なぜ本件再処理工場で濃度規制が不当に不適用となったのか</p> <p>(81) クリプトン 85 の除去装置を何故つけなかったのか</p> <p>(82) 六ヶ所再処理工場の平常運転時による被曝について －被曝評価の問題点（その2）－</p> <p>(85) 気象指針の不備及び本件施設に気象指針を適用したことの誤り(2)（“吹き戻し現象”でしか説明できない07年9月9日の事象）</p> <p>(86) トリチウムにかかる放出の問題点について</p> <p>(127) 「吹き戻し効果」についての再反論と、原子力規制委員会の在るべき姿勢について</p> <p>(128) 六ヶ所再処理工場から放出されるトリチウムの危険性</p>
第10章 平和利用目的違反	<p>(64) 六ヶ所再処理工場は「平和利用の目的以外に利用される恐れ」がある</p> <p>(79) 区別できない軍事用プルトニウムと民事用プルトニウム</p> <p>(145) 平和目的利用条項に違反するプルトニウム余剰</p>
第11章 技術的能力の欠如	<p>(24) 使用済み核燃料受入れ貯蔵施設の冷却水循環ポンプ停止事故について</p> <p>(25) 非常用発電機に重大な欠陥を有する六ヶ所・再処理施設の問題点</p> <p>(33) 品質保証体制に疑問のある日本原燃(株)に再処理工場操業を任せるな</p> <p>(38) 明らかにされた日本原燃(株)の技術的能力及び品質管理能力の欠如</p> <p>(46) ウラン試験の困難性と危険性について</p> <p>(49) 化学試験結果によって露呈した本件施設の危険性</p> <p>(53) 六ヶ所再処理工場ガラス固化施設について</p> <p>(74) アクティブ試験第1ステップにおける2件のプルトニウム内部被ばく事故について</p> <p>(88) ガラス固化体製造の重大な技術的欠陥</p> <p>(90) ガラス固化体製造技術の重大な技術的問題</p> <p>(92) ガラス固化体の製造ができない六ヶ所再処理工場</p> <p>(95) 高レベル放射性廃液漏えい事故</p> <p>(146) 六ヶ所再処理工場における不適切なケーブル敷設問題について</p> <p>(153) 本件再処理工場の非常用電源の脆弱性</p> <p>(175) 日本原燃に再処理事業を遂行する技術的能力はない</p>
第12章 経理的基礎の欠如	<p>(19) 六ヶ所再処理施設の必要性和経済的基盤の喪失</p> <p>(31) 経済性を喪失した再処理工場の操業は中止すべきである</p>

	(44) 六ヶ所再処理工場の操業費用見直しについて (50) 本件再処理事業指定処分に経理的基礎がないこと (169) 経理的基礎を欠く日本原燃の経営実態
第13章 実効性を欠く避難計画	(179) 実効性を欠く避難計画
第14章 結語	